令和５年５月８日

保護者の皆様

富士保育園　園長　浅沼鎮雄

新型コロナウイルス第５類移行後の登園停止等の取り扱いについて

（１）今後、基本的な感染対策は継続して行いますが、新型コロナウイルス感染防止策レベル表に基づく感染時の対応は行いません。よって感染防止レベル表は廃止いたします。

（２）保育園関係者及び園児に陽性者が出た場合、陽性者が確認されたお知らせをアプリでお知らせいたします。ただし陽性者が複数確認されるなど感染拡大の恐れがあると判断した場合は感染拡大防止の為一部休園（学級閉鎖等）の措置をとることがございます（季節性インフルエンザと同様の扱いです）

（３）園児が陽性となった場合は、①「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止報告書」に毎日の検温・症状の有無を記載し、出席停止期間の確認をいただき登園時に報告書の提出をお願いいたします。

（４）園児が陽性となり登園停止期間を満了し登園する際、発症後 10 日間はウイルス排出の可能性があることから不織布マスクの着用に御協力をお願いいたします。※感染拡大時などには可能な世帯の家庭保育の協力をお願いすることもございます。

（５）園児の家族が陽性となった場合、園児は濃厚接触者としての外出自粛はありませんが、新型コロナに罹患した方の発症日を０日として、特に５日間は園児の健康観察をお願いするとともに健康観察期間中は朝・夜の検温を行い②「健康観察記録簿」に記入し登園時に園へ提出してください。

（６）園児に発熱等の症状がある場合は医療機関を受診してください。

（７）健康観察期間中は保育時間において活動・湿度・気温等に配慮しながらマスクの着用（３歳以上児）をしていただく場合があります。

（８）同居家族が陽性となった場合は可能な限り部屋を分けるなどご家庭内での感染対策にもご協力ください。

上記以外に感染の流行状況により柔軟に対応をとってまいります。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。